

MAKOMANAI
TAKINO
REIEN

真駒内滝野霊園

選べる

管理料制度の
ご案内

真駒内滝野霊園の管理料制度はお客様の希望に合わせて
お選びいただけます。

新しくお墓を建立する
みなさま

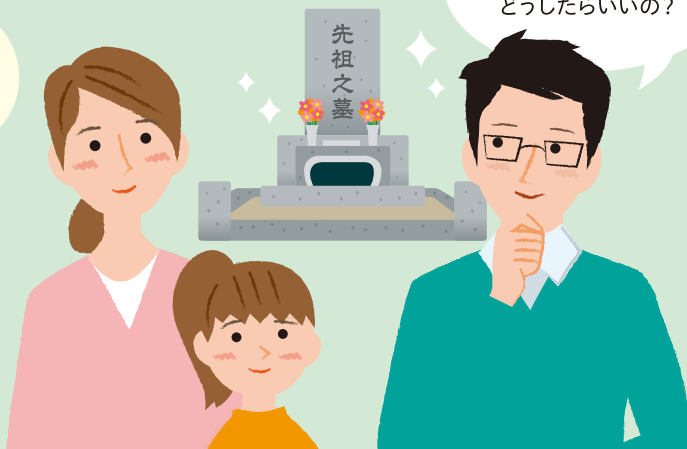
お墓の悩み相談室

～ 墓所使用料・管理料って何だろう？編～

これからお墓を守っていく方の家族構成や
計画に合わせてご検討いただけます。

2～3頁

はじめてのお墓選びって
どうしたらいいの？



お墓じまいは
先祖に
申し訳ないなあ。



管理料制度の見直しやお墓じまいをしたい
お墓の権利者・ご親族のみなさま

お墓の悩み相談室

～ 管理料制度見直し編～

子供や孫などに負担をかけず、
お墓を大切に残す方法などをご提案します。

4～5頁

お問合せは

永久に生きる。花と緑の明るい聖地
真駒内滝野霊園

☎ 011-592-1223 (代表) 受付時間 / 9:00~16:00

公式HP ⇒ <https://www.takinoreien.com/> 滝野霊園

■ 2023年6月現在 ■ 価格は消費税10%を含んでいます





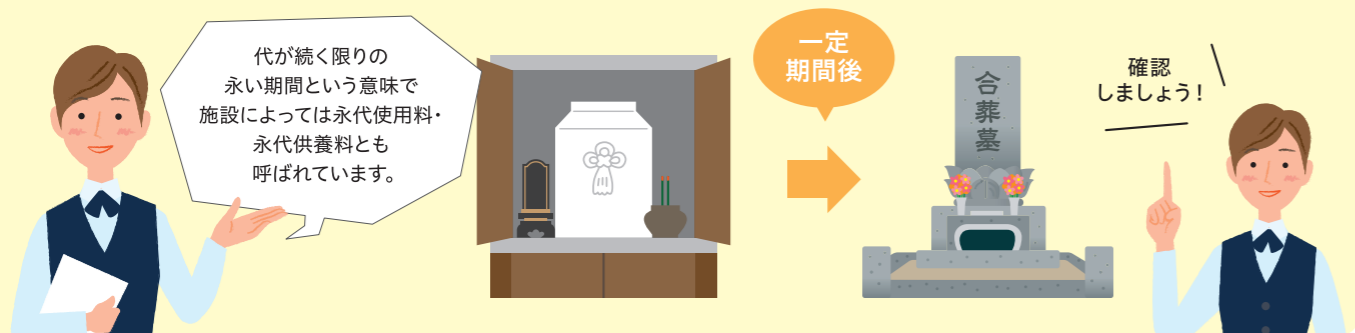
墓所使用料とは？

お墓を建てる土地（墓所）を使用する権利料のことです。この権利は、使用权であり所有権ではありませんので、土地や家などのように、権利を他人に売ったり、貸したりすることはできません。

管理料とは？

霊園内の道路・墓参路・公園・街路樹などの維持管理ならびに清掃・環境の整備など、霊園管理に要する費用であり、マンションでいう共益費です。

！ 「永代供養」という言葉をよく耳にしますが、永代供養といっても、33回忌や50回忌など、契約時に定められた期間が過ぎると合祀される施設もあるので、確認が必要です。



厚生省生活衛生局長通知『墓地経営・管理の指針等について』より、一部抜粋（生衛発第1764号）

《墓所使用期限に関する規定》

○ 使用期限に関する規定が明確であり、利用者に十分説明が行われるものであること。使用期間は、利用者が得る権利がいつまで継続するかという重要な事項であり、これを明らかにし、利用者に十分説明を行い、納得した上で契約が行われるようにすることが必要である。

- ① 無 期 限 制 … 使用期限の定めのないもの。
- ② 管理料継続制 … 使用期限の定めはないが、管理料が支払われる間は権利が継続し、支払われなくなって例えば3年経過した場合は、使用权が消滅し、納骨堂や合葬墓に改葬するなどの定めがあるもの。
- ③ 有 期 限 制 … 30年などの長期の使用期限の定めがあり、使用期限経過後は納骨堂や合葬墓に改葬するなどの定めがあるもの。
- ④ 有期限更新制 … ③に加え、使用期限経過後は、利用者が明らかで、管理料が納められている場合には、利用者の申し出があれば、必ず更新するという条件を付けたもの。

真駒内滝野霊園の管理料制度

真駒内滝野霊園では、厚生労働省が通知している『墓地経営・管理の指針等について』にそって、墓所使用期限を明確化し、各種の管理料制度を導入しています。

管理料一括制度『久遠』^{くおん}（① 無制限）

永代にお墓を存続させることを目的に、管理料を一括でお支払いする制度です。所定の手続きが完了次第、以後の管理料は発生しません。



有期限制度『むすび』（④ 有期限更新制）

指定期間中はお墓が存続し、期間終了後は霊園が墓石を供養・撤去のうえ、お骨を永代供養墓へ改葬・祭祀を行う制度です。墓所使用期間は7年・13年・17年・33年から選択することができます。また、有期限の期間は期限延長料と事務手数料を追加支払うことで延長され、希望に応じて永続的にお墓を使用することができます。



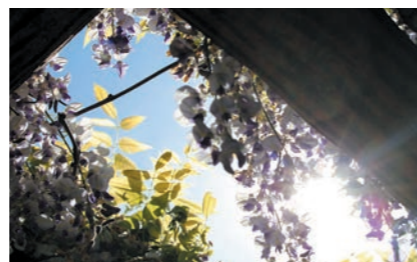
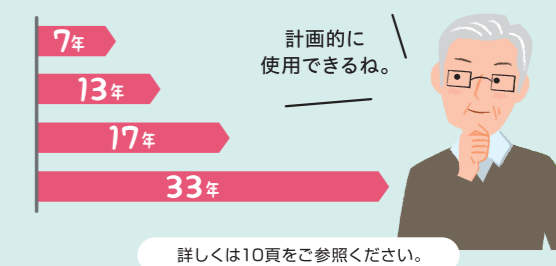
1年毎の支払い（② 管理料継続制）

管理料を墓所使用申込み時から1か年分を毎年先払いでお支払いする制度です。お支払方法として、銀行口座振替などがあります。



前納管理料制度（② 管理料継続制）

管理料の支払年数を7年・13年・17年・33年の期間から選択し、その年数分をまとめて先払いする制度です。期間終了後は、改めて追加支払うことで、継続してお墓を使用することができます。





管理料制度見直しの前に

管理料制度を見直す前に、
まずは現在ご利用中の管理料制度を
お確かめください。
お手持ちの墓所使用許可証・供養墓
使用証明証に記載されています。



管理料制度の種類



管理料一括制度 [6・7頁]

永代にお墓を存続させることを目的に、管理料を一括でお支払いする制度です。
所定の手続きが完了次第、以後の管理料は発生しません。



有期限制度 [8・9頁]

指定期間中はお墓が存続し、期間終了後は霊園が墓石を供養・撤去のうえ、お骨を永代供養墓へ改葬・祭祀を行う制度です。
期間終了前に、改めて追加支払することで、継続してお墓を使用することができます。



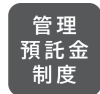
1年毎の支払い [10頁]

管理料を1カ年分、毎年先払いでお支払いする制度です。



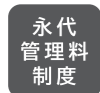
前納管理料制度 [10頁]

管理料の支払年数を7年・13年・17年・33年の期間から選択し、その年数分をまとめて先払いする制度です。
期間終了後は、改めて追加支払することで、継続してお墓を使用することができます。



管理預託金制度 [新規受付終了]

管理預託金制度とは、墓所権利者に墓所の承継者がいないなどの理由により、特例として
管理料を一括でお支払いする制度です(管理預託金制度は2014年3月末日をもって新規の受付を終了)。



永代管理料制度 [新規受付終了]

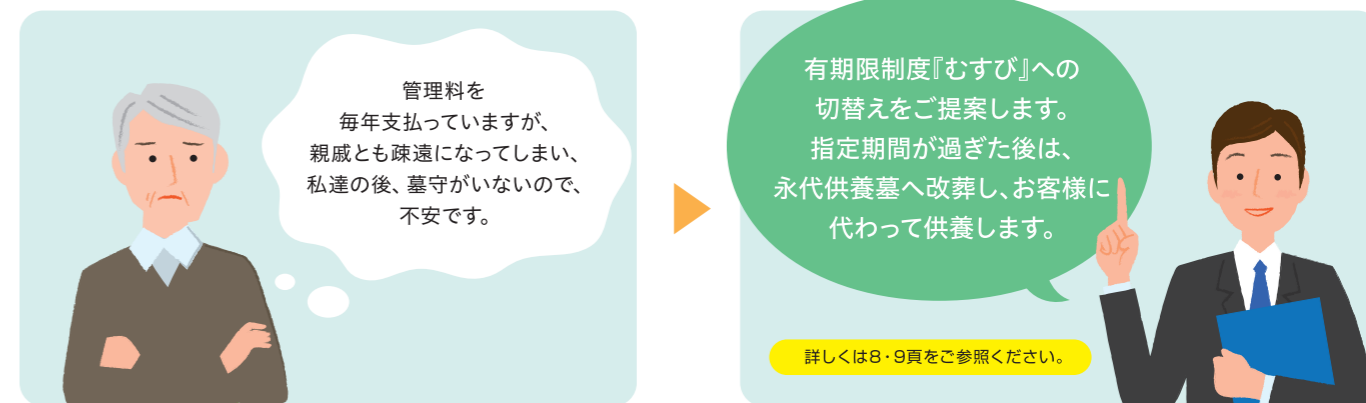
永代管理料制度とは、毎年の管理料支払が困難な方が、特例として管理料を一括でお支払いする制度です
(永代管理料制度は1992年3月末日をもって新規の受付を終了)。



供養墓 霊園が祭祀供養

霊園がご家族に代わり祭祀主宰者として供養する特別墓所です。
申込時に管理料一括制度か有期限制度をお選びいただけます。※1

※ 供養墓は管理料制度名称ではなく、墓所名称です。※ 供養墓をご利用の方は年払・前納の管理料制度に切替えてできません。※ 供養墓の利用者には供養墓使用証明証を交付しています。※1 つどいっつどいⅡ・つどいⅢ・どんぐりの杜・One Family・&Familyは管理料一括制度のみとなります。



ご先祖が守ってきたお墓だから、大切に残したい想いはあります…

